平成19年3月26日市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、障害者等を一時的に預かる戸田市障害者日中一時支援事業(以下「事業」という。)を実施することにより、障害者等に日中活動の場を提供するとともに、障害者等の家族の就労支援及び障害者を日常的に介護している家族の一時的な休息をとることの促進を目的とする。

(事業者)

第2条 事業を実施する事業者は、日中活動系サービス(障害者の日常生活及び 社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「 法」という。)第5条に規定する療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、 就労移行支援又は就労継続支援をいう。)を実施している事業者又は児童福祉 法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項に規定する指定障害 児通所支援事業者とする。

(事業者登録)

- 第3条 事業を実施する事業者は、事前に市に登録をした上で、協定を締結する ものとする。
- 2 事業者の登録をしようとする者(以下「申請者」という。)は、戸田市日中 一時支援事業事業者登録申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長 に提出しなければならない。
  - (1) 指定障害福祉サービス事業者の指定通知書の写し
  - (2) 職員の有する資格等の記載のある職員名簿
  - (3) 傷害保険加入証書の写し
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、登録の 適否を決定し、戸田市日中一時支援事業事業者登録決定・却下通知書(第2号 様式)により申請者に通知するものとする。

(利用対象者)

第4条 事業を利用できる者(以下「利用対象者」という。)は、市内に住所を 有し、次の各号に掲げる者とする。ただし、この事業と同様の支援が法第5条 第1項に規定する障害福祉サービス(以下「障害福祉サービス」という。)、 児童福祉法第21条の5の2に規定する障害児通所支援又は介護保険法(平成 9年法律第123号)に規定する介護保険サービスにおいて利用できる場合は、 同サービスを優先する。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定に より身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 埼玉県療育手帳制度要綱(平成14年埼玉県告示第1365号)に基づく 療育手帳の交付を受けている者
- (3) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第15条に規定する児童相談所において知的障害と判定された者
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号) 第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (5) 法第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の 疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程 度である者

(利用手続)

- 第5条 利用対象者は、事業を利用しようとするときは、戸田市日中一時支援事業利用者登録申請書(第3号様式)(以下「申請書」という。)を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、 戸田市日中一時支援事業利用者登録決定・却下通知書(第4号様式)により申 請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により登録した者に対し、戸田市障害者日中一時支援事業受給者証(第5号様式。以下「受給者証」という。)を交付するものとする。
- 4 前項の受給者証の有効期限は最長1年とするが、市長が特に認めた場合はこの限りではない。
- 5 受給者証の交付を受けた者(以下「登録利用者」という。)は、事業を利用 するときは、受給者証を携行し、これを登録時業者に提示しなければならない。 (利用料)

第6条 登録利用者は、利用料として、戸田市障害者日中一時支援事業に係る協定書(以下「協定書」という。)第3条に規定する金額から、10分の1に相当する額を利用する登録事業者に支払うものとする。

(利用者の負担上限月額)

第7条 事業における利用者の負担上限月額は、障害者の日常生活及び社会生活 を総合的に支援するための法律施行令第17条(平成18年政令第10号)で 定める額とする。

(登録事業者の遵守事項)

- 第8条 第3条第3項の登録を受けた事業者(以下「登録事業者」という。)は、 登録利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業者ごとに従事者の 勤務体制を定めておかなければならない。
- 2 登録事業者は、サービス提供時に事故が発生した場合は、市長、保護者等に 速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 登録事業者は、登録利用者の利用実績について、帳簿等必要な書類を備え付けなければならない。
- 4 登録事業者は、登録利用者に対し、受け入れることが可能な障害種別、年齢 層および人数、その提供するサービスの内容及び料金、サービスの提供に従事 する職員の有する資格等並びに登録事業者の経理状況を明示しなければならな い。
- 5 登録事業者は、送迎サービスを行うに当たって、道路運送法(昭和26年法 律第183号)等の法令等に抵触しないよう充分留意しなければならない。
- 6 登録事業者は、利用者等への虐待防止のために必要な措置を講じなければならない。
- 7 登録事業者は、その事業の提供により知り得た個人の情報を第三者に漏らしてはならない。ただし、登録利用者又はその保護者の承諾があった場合は、この限りでない。

(登録利用者の遵守事項)

第9条 登録利用者は、受給者証を他人に譲渡し、又は貸与する等不正に使用してはならない。

(登録事業者の届出義務)

第10条 登録事業者は、当該登録に係る申請事項に変更が生じたとき又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに戸田市日中一時支援事業者登録変更・中止届(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(登録利用者の届出義務)

- 第11条 登録利用者は、当該登録に係る申請事項に変更が生じたときは、速やかに戸田市日中一時支援事業利用者登録変更届(第7号様式)を市長に提出しなければならない。
- 2 利用者又はその保護者等は、受給者証をき損し、又は紛失したときは、直ち に戸田市日中一時支援事業受給者証再交付申請書(第8号様式)を市長に提出 し、受給者証の再交付を受けなければならない。

(利用の取消し)

- 第12条 市長は、登録利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条 の規定による利用者登録を取り消すことができる。
  - (1) この事業の対象者でなくなったとき
  - (2) 不正又は虚偽の申請により利用者登録を受けたとき
  - (3) その他市長が利用を不適当と認めたとき

(費用の支弁及び請求)

- 第13条 市長は、この要綱に定める登録事業者に対し、事業の実施に要する経費の10分の9を基準とする額を予算の範囲で支弁することができる。
- 2 前項の経費請求を受けようとする登録事業所は、事業を提供した月の翌月1 0日までに戸田市障害者日中一時支援事業請求書(第9号様式)及び戸田市障 害者日中一時支援事業明細書・実績記録票(第10号様式)を提出しなければ ならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(利用者の負担上限月額に係る経過措置)

2 第7条の規定は、平成21年度の利用者の負担上限月額から適用し、平成2

0年度までの利用者の負担上限月額については、障害者自立支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)附則第6条、第7条及び第7条の2に定める額とする。

附則

この要綱は、平成25年10月18日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に印刷されている改正前の第5号様式及び第10号 様式は、当分の間、取り繕って使用することができるものとする。

附則

この要綱は、令和3年12月21日から施行する。